

平成27年度 第10回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成28年3月18日（金） 13時30分から17時20分まで

2 場 所

千葉県文化会館別館聖賢堂第1、第2会議室

3 出席者

委員：吉門委員長、齋藤副委員長、
前田委員、近藤委員、工藤委員、重岡委員、坂本委員、
野村委員、村上委員、松菌委員

事務局：環境生活部 大竹次長
環境政策課 冨塚課長、江利角副課長、田中班長、伊藤主査、
小島主査、東副主査、宮澤副主査
産業振興課 新井副主幹

事業者：（1）株式会社千葉袖ヶ浦エナジー
（2）市原火力発電合同会社

傍聴人：11人

4 議題

- （1）（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1，2号機建設計画に係る環境影響評価方法書について（諮問）
- （2）市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について（諮問）
- （3）事後調査報告書の提出について（報告）

5 結果概要

- （1）（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1，2号機建設計画に係る環境影響評価方法書について（諮問）

事務局から資料1により手続きの状況について説明が行われた後、事業者から方法書についての説明（資料2）及び事前に寄せられた委員からの質疑・意見への事業者見解（資料3）について説明があり、審議が行われた。

次回委員会において引き続き審議することとなった。

- （2）市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について（諮問）

事務局から資料4により手続きの状況について説明が行われた後、事業者から方法書についての説明（資料5）及び事前に寄せられた委員からの質疑・意見への事業者見解（資料6）について説明があり、審議が行われた。

次回委員会において引き続き審議することとなった。

(3) 事後調査報告書の提出について（報告）

事務局から報告事項として、成田新高速鉄道線建設事業に係る事後調査報告書について説明が行われ、審議が行われた。なお、動植物等の希少種に係る情報が含まれるため、資料及び審議内容については非公開とされた。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 : (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 : (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画環境影響評価方法書について 事業者説明資料
- 資料 3 : (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画に係る環境影響評価方法書 委員からの質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 4 : 市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 5 : 市原火力発電所建設計画環境影響評価方法書 事業者説明資料
- 資料 6 : 市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書 委員からの質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 7 : 成田新高速鉄道線建設事業に係る事後調査報告書の概要【委員限り】

【別紙】

1 開会挨拶要旨（大竹環境生活部次長）

前回委員会で審議いただいた君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業環境影響評価準備書の知事意見を、3月17日付けで事業者へ提出した。答申案の作成に当たっては委員会での審議の後もいくつかの修正をお願いしており、大変短い時間の中で御協力いただき、改めてお礼申し上げます。

本日、審議いただく案件は石炭火力発電所の2案件であり、1件は（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1，2号機建設計画に係る環境影響評価方法書、もう1件は市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書である。

両案件ともに2月19日に現地調査を行っていただき、併せて諮問もさせていただいている。本日は方法書の内容について、事業者からの説明を予定している。

また、報告事項であるが、成田新高速鉄道建設事業に係る事後調査報告書について提出があったことから、御報告させていただく。

委員の皆様には専門的な見地から、御意見をいただけるよう、よろしく願います。

2 議事

(1)（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1，2号機建設計画に係る環境影響評価方法書について（諮問）

事務局から資料1により手続きの状況について説明が行われた後、事業者から方法書についての説明（資料2）及び事前に寄せられた委員からの質疑・意見への事業者見解（資料3）について説明があり、審議が行われた。

【審議】

（委員）

説明いただいた内容について、いくつか補足として確認したい。

1点目として、スライド11で燃料使用量の算出を年間設備利用率85%として算出とされているが、環境アセスメントに当たっては安全側で考える必要があるため、本来であれば100%を想定すべきと思うが、なぜ85%としたのか。

次に、交通に伴う影響の評価について、陸上輸送に関しては説明いただいているが、工事には船舶を使用するとの説明もあったが、船舶による影響への言及がなかったため、補足いただきたい。工事だけではなく、燃料の搬入搬出にも船舶を使うとのことなので、船舶による大気・水質に与える影響について補足の説明をお願いします。

また、大気質に関して、石炭灰は環境影響評価項目として、どの項目に入れて考慮しているのか。

石炭灰の処分に関する内容は、委員からの質問に対する回答として説明いただいたが、発生場所から処理又は貯留する場所まで輸送をすると思うが、その間に漏れ出すようなことはないのか。何か措置が取られており、考慮する必要がないのであれば、その旨の説明をお願いします。

(事業者)

施設の利用率85%としているのは、法定点検が2年に1回行われる。この定期修理では、これまでの九州電力の実績では90日程度かかる。従って2年に1回、90日程度停止する。また、中間の点検があり、2年に1回、12日程度停止する。これらの点検に係る日数を除いたもので算出し、施設の利用率を85%程度とした。

船舶に関しては、工事中に陸上以外に船舶輸送も使用するが、工事中の環境影響評価に当たっては、使用する船舶の数に関しても予測評価に含んで実施する。

運転開始後の船舶の利用について、計画では年間300隻を計画している。1日当たり1、2隻となり、ほとんど影響はないものと認識している。参考として、千葉港は年間約5万1千隻の利用があると認識している。

石炭灰については、処理後は産業廃棄物として取り扱う旨を説明させていただいた。貯蔵や船に乗せるまでの輸送については、密閉式の圧送管による輸送、一時貯留場所も密閉構造の設備を採用することとしている。したがって、石炭灰の漏洩は考えていない。設備の詳細については、環境影響評価準備書で説明をさせていただきたい。

(委員)

船舶による輸送に関して、蒸気タービン等の大きな物の輸送があるので船舶で輸送すると思うが、馬力の大きいタグボートを使用すると超低周波音が発生する。過去にも問題が生じているが、どのくらいの物をどのような出力のタグボートを利用して搬送するのか、それによる超低周波の発生について、検討していただいた方が良い。

(事業者)

タグボートの大きさ等を検討して、確認していきたい。

(委員)

水環境に関して、スライド44、45ではそれぞれの項目を評価しており、

影響要因も記載されている。ここでの記載では、項目と影響要因が1対1の関係で書かれているが、実際には何段階かの複雑な相互作用があるのではないか。

例えば、温排水であれば、温排水が生物に作用し、内部生産が高まった結果CODが高くなるなど、それぞれの項目の間の相互作用があると思う。

相互作用があるという観点から、水質等の評価をしていただきたいと考えている。

東京湾は、国と地方公共団体が水質改善を図っている日本の重要な閉鎖性水域のひとつである。水質改善の努力が行われていることから、閉鎖性水域の水質にかかわる従来の知見を取り入れ、複数の項目間の相互作用についても検討対象としていただきたい。

(事業者)

発電所からの排水については、総合排水処理装置で十分に処理をした上で排水を行い、環境基準等を把握して対応を行っていく考えである。

予測評価については、それぞれの予測評価を行っていく。相互作用については、あまり言及できないかもしれないが、温度等の状況を把握し、可能な限り対応していきたいと思う。

(委員)

スライド50について、昆虫の調査のベイトトラップは4地点と記載されているが、1地点につき、どのくらいのトラップを設置するのか。

ライトトラップについては4地点で同時に行うのか。また、場所については周辺の光の影響を考慮して調査地点を設定したのか。どのような考えで設定しているのか確認したい。

(事業者)

ベイトトラップは1地点20個設置する。

ライトトラップは各地点で同日に実施する。調査地点については、現地は工業地帯であり緑地帯に限られる所ではあるが、調査地点の状況を事前に把握し、昆虫が集まり易い場所を選んで実施する。

(委員)

スライド55、56について、プランクトンとベントスに関して、調査地点は事業対象区域から概ね4km程度で円を描いて設定している印象を受けるが、4kmであれば確実に影響がないという根拠はあるのか。何と比べて影響を評価するのか、基準をどこにおいているのか確認したい。

(事業者)

調査地点の設定は、温排水の影響が考えられる地点まで、現状がどのようになっているのか把握をする。今後温排水のシミュレーションを行い、影響域での変化の度合いを示していくので、調査地点内での影響の範囲がどのようになるのかを捉えて、予測評価を行う。

(委員)

得られた結果において、温排水が排出されない状況と等しく、温排水が影響を与えないことをどのように証明するのか。

(事業者)

施設を建設後に実際に運転を開始した後のことについての質問と捉えてよろしいか。

(委員)

温排水の排出口付近は何かしらの違いは出ると思うが、4キロ程度離れた調査地点において影響が出るのかどうかについては分からないのではないか。

4 km 離れた地点の調査結果について、温排水の影響があったのかどうかについて、どのように判断するのか確認したい。

(事業者)

運転開始後のモニタリング計画として実施していきたいと考えている。

(委員)

コントロールをどこに置くのかを知りたい。現状のデータを揃え、それに対して温排水を出した場合に過去のデータと比べて変わったとして、温排水を出さなくても変わったかも知れない。4 km 離れた地点というのは、確実に影響が無い地点としては近すぎるのではないかと思っている。

例えば10 km 沖合や沿岸域側で、水質への影響が明らかにならないと分かる地点と比べるべきではないか。また、4 km が妥当と考えられる基準があるのか。

(事業者)

調査エリアとしては、出力200万kWの施設で影響範囲の指標となる算定があり、それを網羅した形でエリアを設定している。今後、3次元シミュレーションを実施して影響エリアを示すこととなる。ベースの考え方として、温度

等の影響範囲が収まると考えられるエリアの中で調査地点を設定しているため、さらに遠方に影響が及ぶとは現状では考えていない。

(委員)

シミュレーションにより、一番外枠の調査地点まで影響が及んでいるとの結果が出た場合には、さらに調査地点を追加することはあり得るのか。

(事業者)

バックグラウンドとして自然界からの影響かどうかの判断は必要かと思うが、調査を実施していく。

モニタリング等により確認していくことも踏まえて検討していきたい。

(委員)

モニタリングは向こう何年先まで実施する考えか。継続的なのか、期間を決めて行うのか。

(事業者)

経産省が示しているモニタリングのあり方では、運転開始後3年間とされている。

(委員)

温排水等を排出し続ける訳であり、3年間というのは根拠がないように感じる。排出し続けることで常に影響が出るものであり、モニタリングは定期的に継続的にデータを取り続けなければいけないのではないかと思う。

もし、検討の余地があるのであれば、御検討願いたい。

(事業者)

今後、検討していきたい。

(委員)

時間的な制約もあることから、本日審議をし尽くすことはできないため、事務局に次回委員会に向けて各委員への意見照会をしていただき、回答についても事業者に御用意いただければと思う。

最後に本日確認したいことがあれば、御発言いただきたい。

(委員)

温排水について、調査地点を4 km程度の範囲内で設定しているが、検討いただきたいこととして、衛星データとしてランドサット等で過去の東京湾の画像データがたくさんあり、温排水の状況が非常によくわかる。記憶では、4 km以上離れた所にも影響が出ていたと思う。

衛星データの利用を検討いただければ、現状が分かってくると思う。

(事業者)

現状の把握の手段として検討することとしたい。

(委員)

他になれば、議事1について審議を終えたいと思う。事業者は退出願う。

【事業者退出】

(委員)

御意見があれば御発言願いたい。

(委員)

技術的なことではないが、今回2件の石炭火力発電所の審議をすることとなり、ほぼ同時期に作られる発電所に対して、どのように意見を出していくのか、わからないところがある。

1件だけならハッキリと意見を出せるが、今回のような場合では付近の住民からすれば同時に2つの施設が建設されるので、1件ずつ審議している今の委員会の形式で良いのか疑問に感じている。

どのように審議を進めて行くべきなのか、教えていただきたい。

(委員)

関連して他に意見等なければ、事務局の考えをお聞きしたい。

(事務局)

どのように進めて行くかについては、はっきりとしておらず、難しいところもある。

今後、両事業者からある程度の諸元が示されることとなる。大気及び温排水に関しては影響が重なると思われることから、排出の諸元を事務局において入手し、それぞれの事業者に提供する等して、両計画の影響を合わせた形でのシ

ミュレーションができないかどうか、事業者に対して実施を強制することは難しいかもしれないが、重なり合う影響について検討するよう意見することは可能と考えている。

それぞれ法人が異なるため、具体的な諸元について、提供してもらえるかどうか懸念はあるが、姿勢として提供を求めることは可能と思っている。

(委員)

準備書が提出される段階で、選定の根拠が示されることと思うので、影響の重ね合わせを検討できる条件が整うのではないかと思う。

準備書は公表されるデータなので、その段階で影響評価を実施してもらえればと考えている。

知事意見は県の考えに基づくものとなるが、本委員会としても、影響の重ね合わせについて検討するよう、意見に何らかの形で留め置いていただきたいと思う。

(委員)

委員会としては両方を合わせて考えた意見を出すことはできると思う。事業者の施設からの排出だけでなく、バックグラウンドが上昇していく要素が色々あるのをどのように考えるかなど、他方の施設に直接言及しない言い方で意見を出すことも考えられる。

(委員)

他に意見が無ければ、議事2に進むこととする。

(2) 市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について (諮問)

事務局から資料4により手続きの状況について説明が行われた後、事業者から方法書についての説明(資料5)及び事前に寄せられた委員からの質疑・意見への事業者見解(資料6)について説明があり、審議が行われた。

【審議】

(委員)

交通による環境影響について、自動車による影響は細かく説明いただいたが、船舶も相当量使用すると思われるが、船舶について本日の説明ではあまり言及がなかったので補足いただきたい。

(事業者)

船舶についても、御指摘のとおり工事中も含めて多数使用するので、予測音源として船舶も考慮して検討する予定である。

(委員)

具体的にはどの項目について検討するのか。

(事業者)

方法書234ページの環境影響評価項目選定一覧表の工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に船舶を含めて騒音・振動の予測評価を行う。

(委員)

大気質についてはどうか。

(事業者)

説明が不足したが、大気質についても建設中の機械類の稼働、工事用資機材の搬入のどちらの評価にも含めるようにしている。

(委員)

今の話に加えて、大型のタグボートで運ぶと思われるが、超低周波音が発生することから、騒音・振動には超低周波音を含めて検討していただきたい。

また、資料6の4の振動対策について、機械の大きさや振動の大きさによって対策には色々ある。固いものに固定すればよいものもあれば、防振ゴムを間に挟んで地面へ伝わる振動を軽減するのも対策となるので、機器により適切な選定方法で決めていただきたい。

(事業者)

御指摘の点について、反映させていただきたい。

(委員)

専門外の内容だが、温室効果ガスに関する説明の表現について、予測では燃料使用量と燃料成分から算出すると書かれているが、温室効果ガスをどのように減らすのか。

これまでの話では、色々な新しい技術を石炭火力発電にも導入して、従来よりも温室効果ガスを減らすことができるという表現が多かったと思うが、スライド65での表現では、使用する燃料で決まってしまう印象を受ける。

(事業者)

温室効果ガスの削減では 2 点あり、一つは機械の性能による削減、もう一つは燃料そのものによるものがある。燃料の石炭には不純物も含まれており、全てが炭素でできているわけではなく、主に灰になる成分が変動する。よって、純度の高い石炭を使えばより二酸化炭素が燃料使用量に対応して発生するので、これが燃料の成分による二酸化炭素の削減となる

一方、ボイラーやタービンの機械自体の効率については最新技術を用い、従来の発電設備よりも高効率で発電する。高効率であれば、少ない燃料でより大きな電力を発電でき、これにより燃料の石炭を有効に利用できる。

資料に記載しているのは、現在、燃料の質に関しては検討中であり、機械の性能についても検討を行い、最後にこの事業における二酸化炭素の排出量を準備書で記載させていただくとの意味である。

(委員)

スライドでも、もう少し詳しい説明を記載していただいた方が良かったかと思う。

(委員)

スライドの説明で、BATと整合をとるとしか記載が無いので、もう少し詳しい説明を記載いただきたいかった。

(事業者)

準備書の段階では、より詳しく基準等が分かるよう記載していきたい。

(委員)

建設予定地の環境として、PM_{2.5}と光化学オキシダントの状況があまり良くない。住民からすれば、新しく工場が建設されれば、今以上に環境が悪くなるのが、心配される点と思う。

可能であれば、大気ของ粉じん等で浮遊粒子状物質の濃度の状況は調査項目としてあるので、PM_{2.5}と光化学オキシダントの濃度についても調査項目に挙げていただきたい。

(事業者)

大気質の調査項目に、PM_{2.5}と光化学オキシダントを入れることについては、発生源から最終的にそれぞれの形に変化するメカニズムが非常に複雑であり、発電所から排出されるものがどのような変遷を経て影響するのか、明確

に解明されていない。

現況調査は、測定データから行うことができるが、発電所を建設することによって、どの程度影響するかについての具体的な予測を行う技術がないのが現状と理解しており、直接的な調査、予測、評価が難しい。

間接的な影響として、発電所から発生する窒素酸化物も光化学オキシダントの発生の一要因であると言われており、窒素酸化物についての予測、評価は行う。直接的な予測評価は、現時点では難しいことを御理解いただきたい。

(委員)

メカニズムが不明なことが、住民が不安に感じる部分でもあると思う。

建設前と稼働後で変化がなければ、影響していないことの説明となると思うので、数値を押さえるだけでも実施いただきたい。

(事業者)

測定については、スライド32で大気質の調査地点を示しているが、県や市で既に測定されているので、現況調査の中でデータをまとめたものをお示しする。

建設前と発電所稼働後の比較については、稼働後のデータと比べることによって事後のチェックが出来ていることになると思う。

(委員)

スライド27では、環境基準との適合状況について、二酸化硫黄は1局、浮遊粒子状物質は4局が適合していない等とあり、騒音や水環境も適合していない箇所が多く、環境的にはあまり良いとは言えない地域との印象を受ける。

スライドでは、どの地点で環境基準が越えているのか把握できず、方法書には記載されていることと思うが、調査地点の中で環境基準に適合していない箇所がどのように広がっていて、当該事業によってさらにどの程度の影響が及ぶのか予測、評価を行う等、そういった説明をした資料がほしいと思う。

(事業者)

スライドはデータをまとめたものを示しているが、詳細のデータは、例えば海の水質であれば方法書の63、64ページに、実際の測定点のデータと基準との適合状況について記載している。

(委員)

表には東京湾6、9、11等書かれているが、62ページを見れば地図上の地点がわかるのか。

(事業者)

例えば東京湾 1 1 であれば図中番号 3 が、6 2 ページの図の地図中の番号を示している。

図中番号と測定地点名は同じではないので、地図中の地点については図中番号を参照いただきたい。

例えば全りんであれば、6 4 ページの表で基準との適合状況を評価の項目に○、×で記載している。

海域の類型が沖合と沿岸部で異なり、沖合の基準が厳しいため、適合しないケースが生じている。

大気についても同様に表に記載している。二酸化硫黄について、3 2 局中 3 1 局が適当として、1 局不適合であるが、設備のトラブルのためとのことであつたため、欄外に注意書きをしている。

(委員)

先ほどからの大気に係る意見については、事後評価の中に入れていただく内容ではないかと思う。それを議論する場がどこであるか、よくわからないところもあるが、是非事後評価の項目に入れていただければと思う。

その際には、現状が分からなければならないが、大気は専門では無いため調査ポイントをどこに置くのが適切なのか、文献調査で十分なのか分からないので、検討していただいた上で十分だと判断されることもあると思う。いずれにしても、事後調査の報告書の中に比較を入れていただくことを検討いただきたい。

また、スライド 1 9 で、公共用水を一日 5 0 0 0 m³使用することであるが、排水量は最大でも 2 0 0 0 m³とあり、その差はどこにあるのか教えていただきたい。

(事業者)

脱硫装置では、石灰石を水に溶かしたスラリー状の薬液を排ガス中に噴霧し、反応により石膏にして硫黄分の除去をする。ガスと液が反応する途中段階では、温度の高いガスであるため液がガス中に相当量蒸発する。このため、水分が排ガス中に移り、大気中に放出される。用水と排水量の差の一番大きい要因はこのことによる。

(委員)

純水装置に入る水と、脱硫で使用する水の量的なバランスは分からないが、最終的に生活排水とも併せて 1 7 0 0 m³程度が排水されるものと思う。

それも含めて、プラント排水がどのような水質なのかよく分からない。

最終的に環境影響評価を行うに当たり、生活環境項目に当たる項目だけが挙げられているが、プラント排水や排水処理設備を経た水の中の、いわゆる有害物質はどんなものがどれくらいの濃度で出てくるのか、情報をお持ちと思うので、ご提示いただきたい。

(事業者)

ボイラーに供給する水は、不純物のない、いわゆる純水と呼ばれるレベルに処理をして供給する。

ボイラーの中では高温高圧で循環するため、酸化反応が起こらないように、かなりアルカリ側にpH調整をする。

ボイラーの純水は、沸騰させて蒸気にして再び水に戻すことを繰り返すため、どうしてもわずかに含まれる不純物が濃縮されていくため、ある程度で新しい水と入れ替える必要がある。このため、非常に純度の高い水ではあるが、アルカリ側にpHが調整された水が定常的に排水され、発電設備としてはメインの排水となる。

濃縮されるとはいえ、通常の水に比べれば非常に純度が高いので、pHだけが高い水が排出されるため、pH調整をすることが、排水処理の一番大きな役割となると考える。

その他の排水も一部あるが、メインはこのボイラーのいわゆるブロー水と呼ばれるものである。

(委員)

洗浄排水等も含めて、他に原料や灰と接触する水はないと考えてよいか。

(事業者)

通常の運転状態では他の排水はない。ただし、定期的に設備の点検、手入れを行うので、その際には灰関係の設備からの洗浄水等も発生すると思われる。

基本的には2年に1回、施設を止めて大規模な定期点検を行うので、その際には各機器等の分解洗浄も行うので、それに係る汚水も発生することになる。

(委員)

定期点検等で発生する排水は、どのように処理、廃棄することになるのか。

(事業者)

通常の間程度であれば、排水処理装置で汚濁分などは沈殿処理により汚泥とし

て排出され、廃棄物として処分する

10年に1度程度の、稀な頻度ではあるが、酸による配管の洗浄を行う大規模な手入れがある。その際には酸性の強い廃液が発生するので、専用の処理装置を設置する。

(委員)

説明を受けた限りは、基本的に生活環境項目に相当するもので良いかと思われるが、もしデータがあるのであれば、実際の排水水質についてお示しいただきたい。

(事業者)

他の発電所のデータでよろしいか。

(委員)

他の類似の施設のデータで構わない。

(事業者)

事後のモニタリングについて、今回の方法書の内容は、事前の調査、予測、評価の項目に限って記載している。

次の準備書の段階で、今回の予測評価の結果がすべて明らかになるので、その時点でどのような項目が、事業の影響を考える上で心配なのか明らかになる。準備書の段階で、運転開始以降どのような項目を監視するのか、明記させていただくことになる。

よって、事後のモニタリングの内容については準備書の段階で、議論いただくことになる。

(委員)

光化学オキシダントとPM_{2.5}といった二次生成物質に関する事前、事後のモニターをしてほしいという話が出たが、方法書の中には測定局の一覧が記載されており、おそらく風下で最大着地濃度が生じるであろうと思われる地点に、行政がモニターをしている測定局がある。方法書25ページの一覧表では、その測定局で光化学オキシダントが測定項目に含まれていることが記載されているので、測定局のデータを見ることで把握できると、私個人としては思う。

また、二次生成物質のトレースが難しいというのも事実である。

(委員)

今日のところは、以上で議題2の審議を終わりとしたい。
事業者には退出願う。

【事業者退出】

(委員)

改めて御意見等があれば、御発言願う。

(委員)

今日は似たような話を2回聞いていることになるが、全体的に千葉県のどこに市原があって、どこに袖ヶ浦があるのか、また、以前にはどのようなものがあり、周辺で今稼働している施設はどうなのか等、火力発電所の位置が全てわかり、また、大気測定局が併せてどの地点にあるのか分かる資料があると、検討しやすいと思う。

事務局に用意してもらえないか。

(委員)

私も同様の資料があると良いと思う。

資料にある現地の20万分の1の地図を見ると、大きな火力発電所が散見される。袖ヶ浦の方を見ると発電所の印が4つあり、市原の方にも3つか4つ見える。

直接にアセスメントとは関係ないかもしれないが、公共用水域の水質について、国も県も東京湾の水質を改善しようと努力しているところであり、そういったことと関係してくるので、個別のアセスだけではなく、もっと大きな目的のためにもアクションする必要があるのではないかと考えてしまう。

(委員)

気になっているのは、それぞれの計画地は液状化が激しかったエリアであり、ハザードマップでは真っ赤なエリアでもあり、そこにさらに発電所を作るということで、実際に液状化が起きた時に、どのような環境に影響を与えるのか。

実際に地震が起きた場合に、おそらく液状化は避けられない地域であるが、その際にそれがどのような環境への影響項目に該当するのかよく分からないが、そこに生活する人々にとっては非常に関心のあることだと思う。

それをどのように意見に入れて行くのかも分からないが、アセスメントの項目を作った時には、そのようなことは想定されていなかったことであると思う

が、何とか入れることはできないものかと思う。

(委員)

液状化については、地盤の項目で見れるのではないか。

(事務局)

地震や液状化への対応に関しては、許認可を行う際の構造上の基準に入るのではないか。その場合は許認可権者が審査する範囲となり、そこまでアセス制度で踏み込んでよいものなのかとも思う

先ほど、要求のあった発電所や測定局、公共水域の水質の状況等の資料は次回までに事務局で用意をさせていただく。

(委員)

工事用の搬入車両の増加による騒音振動の影響を見る際に、2つの発電所の工事車両が同時に出入りする時期があり、使用する道路もほぼ同じである。

その時の評価は、途中のポイントで車両をカウントする人がいるとした場合、どちらの工事車両なのか見てとれないと思うが、その場合、通常1基だけの評価よりも事業者にとっては厳しい評価になってしまうのではないか。

(委員)

現段階では予測なのでカウントは出来ないが、工事段階の調査ではそのようになり得る。

(委員)

自分たちの工事であれば影響を平準化できるが、もう一方の工事の平準化と重なった時にどうかとの話かと思う。

今の段階ではコントロールが出来ないこととも思う。

(委員)

現在は予測段階なので関係のない話かもしれないが、疑問に思われた。

(委員)

そういった意味では、両方の影響を合わせて評価しておくことが必要ではないか。

(委員)

住民にとっては両方の影響を同時期に受けることとなる。

(委員)

モニタリングの結果と予測評価とで、どのようなずれがあったのかは、検証されるべきことと思う。

影響が合わさって分けられないのであれば、そもそも最初から両方で検証しておくべきとも思う。

(委員)

水質にも影響はあると思うが、特に大気質では影響があるのではないか。

(委員)

既存の交通量との比で言えば、おそらくどちらも僅かなので影響がないと評価されて提出されてくると思うが、既存を0近くとして両方の影響が重なることが考慮されなければ、とてもいい加減な準備書ということになるので、比率の問題ではないとも思う。

この辺りの事も、引き続き考えていく必要がある。

(委員)

本日の議事2の審議は以上で終了とする。引き続き、議事3として過去のアセスメントの事後調査報告書について、事務局から報告が行われる。

報告内容に希少種の非公開の資料が含まれていることから非公開で行うこととし、傍聴者には以上で退出願いたい。

【傍聴者退出】

(3) 事後調査報告書の提出について(報告)【審議非公開】

事務局から報告事項として、成田新高速鉄道線建設事業に係る事後調査報告書の概要(資料7)について説明があり、審議が行われた。

<以下、非公開>